

品川区立区民住宅・品川区営住宅指定管理者選定委員会設置要綱

制定	平成17年10月24日	要綱第97号
改正	平成21年4月1日	要綱第97号
改正	平成23年9月8日	要綱第125号
改正	平成24年4月1日	要綱第44号
改正	平成27年4月1日	要綱第149号
改正	平成28年4月1日	要綱第93号

(設置)

第1条 品川区立区民住宅・品川区営住宅の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するため、品川区立区民住宅・品川区営住宅指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都市環境部長
- (2) 都市環境部都市計画課長
- (3) 企画部企画調整課長
- (4) 企画部施設整備課長
- (5) 都市環境部住宅課長
- (6) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、都市環境部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、品川区立区民住宅・品川区営住宅の指定管理者について、指定管理者候補者選考基準に基づき審査し、区長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境部住宅課において処理する。

付 則

この要綱は、平成17年10月25日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年9月8日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。